

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.186 (2017年10月31日号) 配信数：
発行：WBC事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】
- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC Facebook を更新しました】
- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】
- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～
【中国での特許審査ハイウェイ手続きについて】
- ▼5. <横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～
【世界の注目国・地域セミナー・シリーズⅢ【米国】 ～トランプ政権と今後の日米関係の見通し～ 開催のお知らせ 11/28】
- ▼6. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～
【韓国の投資環境と人材活用「韓国ビジネスセミナー」開催のご案内 11/20】
- ▼7. <広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～
【「タイ・プラス・ワンの企業戦略」開催のご案内】



1. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC ホームページを更新しました】

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030

FAX: 045-222-2088

E-mail : open@ywbc.org

■□■-----

2. -----■□■

<WBC 事務局より> ～お知らせ～

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。

関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■-----

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の

PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【移転価格税制における事前確認制度】

五庁、つまり、欧州特許庁（EPO）、日本特許庁（JPO）、韓国特許庁（KIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）と米国特許商標庁（USPTO）は、2013年9月に五庁へ提出する出願をよりよく処理できることを目指して、特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）試行プログラムを全面的に開始することに合意しています。このIP5 PPH 試行プログラムは、2014年1月6日から開始され、2020年1月5日に終了するものです。

そこで、今回のコラムでは、中国での特許審査ハイウェイ手続きについて、その一部を簡単にご紹介させていただきます。

中国でのPPHとは、出願人がEPO、JPO、KIPO 又はUSPTO の各国又は地域による審査結果を使用し、EPO、JPO、KIPO 又は USPTO への出願に基づいてSIPO へ特許出願し、且つ、IP5 PPH 試行プログラムの要件を満たす申請を行うことで、中国において早期審査が受けられる制度のことです。所定の手続に従って、出願に関連する書類を提出することで、SIPOに対して早期審査を申請することができます。

出願人がPPH を申請する場合、必要な条件として、SIPO に「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請表」を提出しなければならないことになっています。

IP5 PPH 試行プログラムへ参加できるようにするために、SIPO への出願は、以下の(a) ～(g) の申請要件を満たす必要があります。

(a) IP5 PPH 試行プログラムの参加を申請する出願は、他の四庁の1つにおいて提出された対応出願と同じ最先の期日を有していることが必要です。当該最先の期日については、出願日でもよいし、優先日でもよいことになっています。

(b) 他の四庁の一庁において、少なくとも1つの対応出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有することが必要です。

(c) (IP5 PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する) SIPO 出願のすべての請求項が、元提出された請求項・補正後の請求項を問わず、他の四庁の一庁への出願の特許可能

と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しなければならないことになっています。

(d) 当該 SIPO 出願が公開されていることが必要です。

(e) 当該出願が実体審査段階に移行していることが必要です。

(f) PPH 申請時、SIPO に当該出願に対する審査の着手がされていないことが必要です。

(g) 当該出願が電子特許出願であることが必要です。

PPHの申請手続きは、多数の条件を満たしつつ多数の書類を用意する必要がありますので、専門家である弁理士に依頼することが無難です。このPPH申請が認められることにより、中国において早期に特許権が得られる可能性が高まりますので、PPH申請を行うメリットは十分にあると言えます。

また、実務においても、中国のみならず各国にて、PPH申請を行う機会が増加しているように感じます。外国出願を行う場合には、PPH申請を検討されることをお勧めいたします。

以 上

(執筆：国際的な知財事件を多く扱う弁理士)

■□■

5. -----■□■

<横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～

【世界の注目国・地域セミナー・シリーズⅢ【米国】 ～トランプ政権と今後の日米関係の見通し～ 開催のお知らせ 11/28】

専門家の予想を裏切って成立したトランプ政権であります。1年目から困難な道を歩んでいます。支持率は低迷し、いまだに重要な公約を議会に可決させることができていません。外交では孤立主義を捨て日本を安堵させたものの、激しいレトリックに覆われ、その行動は予測しがたいものがあります。北朝鮮政策などに触れながら、その真意に迫りません。

◆日時：平成 29 年 11 月 28 日（火）13：30～15：00

◆場所：横浜シンポジア

（横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 9 階）

◆講師：東京大学法学部 大学院法学政治学研究科 教授 久保 文明 氏

◆定員：150 名

◆参加費：無料

◆申込締切：平成 29 年 11 月 21 日（火）

◆主催：横浜商工会議所、ジェトロ横浜、横浜市経済局

↓詳細・申込はこちら

<http://www.yokohama-cci.or.jp/event/seminar/2017/1017001513.html>

<お問い合わせ>

横浜商工会議所 国際部

TEL : 045-671-7406

FAX : 045-671-7410

■ □ ■ -----

6. ----- ■ □ ■

<広報協力> ~IDEC よりお知らせ~

【韓国の投資環境と人材活用「韓国ビジネスセミナー」開催のご案内 11/20】

本セミナーでは、韓国の各自治体の投資環境や投資インセンティブなどに関する情報をお伝えする他、韓国が国を挙げて取り組んでいる、韓国のグローバル人材採用支援プログラムについてご紹介します。

また、韓国から横浜へ進出した企業からは、事例に基づいた体験談についてご説明します。韓国とのビジネスをご検討されている企業の皆様は、是非お気軽にご参加ください。

◆日時：平成 29 年 11 月 20 日(月) 14:00-16:30

◆会場：横浜企業経営支援財団 大会議室

(横浜市中区太田町 2-23 横浜メディアビジネスセンター7階)

◆参加費：無料

◆対象：韓国への投資、韓国企業との協力に関心のある横浜市内企業

◆定員：30名

◆内容：

14：00～ ご挨拶

14：15～ 投資環境説明会

駐日本釜山市 貿易事務所 部長 ジョウ・ソン・シク氏

光州広域市 投資誘致課 主務官 パク・カヘ氏

15：00～ 韓国から横浜へ進出した企業による事例紹介

(株)GSL-BIO JAPAN CTO キム・テヨン氏

コスメティック事業部部長 藤田 和也氏

15：20～ 韓国人材採用について

KOTRA 東京貿易館 次長 カン・ミンジョン氏

◆申込締切：平成 29 年 11 月 16 日 (木)

◆主催：駐横浜大韓民国総領事館

◆共催：横浜企業経営支援財団（IDEC）、韓国貿易投資振興公社（KOTRA）

↓詳細・お申込みはこちら

<http://www.idec.or.jp/seminar/detail.php?pid=1013>

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援部

Tel：045-225-3730

FAX：045-225-3737

E-Mail：global@idec.or.jp

■□■

7. -----■□■

<広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～

【「タイ・プラス・ワンの企業戦略」開催のご案内】

タイに生産拠点を置きながら、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の周辺国と工程間分業などを行う、タイ中心としたサプライチェーンの構築・強化の「タイ・プラス・ワン」の動きが進展しています。

そこで、本セミナーでは「タイ・プラス・ワン」の動向、タイと CLMV 諸国の投資環境、立地選択について解説します。

◆日時：平成 29 年 11 月 6 日（月）14：00～17：00

◆場所：横浜シンポジア

（横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 9 階）

URL：<http://www.yokohama-cci.or.jp/symposia/access/>

◆内容：

①趣旨説明とタイと CLMV 諸国の投資環境

ジェトロ・アジア経済研究所 開発研究センター
センター長 石田 正美 氏

②タイ・プラス・ワンの企業戦略・調査結果と政策課題

ジェトロ・アジア経済研究所 開発研究センター
経済統合研究グループ長 梅崎 創 氏

③発展途上国における GVC 戦略と企業の立地選択

ジェトロ・アジア経済研究所 開発研究センター
上席主任調査研究員 黒岩 郁雄 氏

④タイ・プラス・ワン今後の展望～メコン地域のリバランス

ASEAN 東アジア経済研究センター 総長特別補佐官（CLMV 担当）
／東京都立産業技術大学院大学 客員教授 山田 康博 氏

◆定員：100 名（先着順）

◆参加費：無料

↓詳細・お申込みはこちら

<http://www.jetro.go.jp/events/yok/56c5eb9c1c0a93ea.html>

<お問い合わせ>

ジェトロ横浜貿易情報センター

担当：古城、栗山

TEL：045-222-3901

FAX：045-662-4980

E-mail：yok@jetro.go.jp



WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6 階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

- ◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。
 - ◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお問い合わせ致します。
 - ◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>
- ©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
-